

いじめ問題対策連絡協議会(H29.6.1開催)の主な意見

1. 県の基本方針に盛り込んで欲しい内容

【全体】

- レイシャルハラスメント（人種的偏見に基づく嫌がらせ）、セクシュアルハラスメントについては、断固とした対処をとるということを県独自で上乗せして明記して欲しい。
- 資料2のP17に、「法の理解増進等で、国はPTA関係団体と連携を図りながら、・・・広報啓発を充実する。」と記載されているが、県の施策にも記載して欲しい。
- いじめの防止のための指導上の注意項目に、女性への性差別や在日外国人への人権侵害についても個別に項を立てて欲しい。
- 性同一性障がいや性的嗜好についての項があるが、教職員への正しい理解の促進や学校としての必要な対応として、アウティング（他人の秘密の暴露）についても触れて欲しい。
- いじめは人権侵害であり、県として許さないことを宣言して欲しい。

【組織】

- いじめの事実を一番よく知っている当事者団体や親の会等を連携機関に入れて欲しい（学校におけるいじめ防止対策等のための組織）。

【重大事態フロー図】

- 被害を受けた子ども・保護者から県教委・学校へ矢印を1本入れて（双方向）欲しい（資料1P10 県立学校におけるいじめ重大事態の流れ図）。

【個人情報の取り扱い】

- 報告書等に記載されている個人情報について、本人に開示し確認を得たものとするなどを明記して欲しい。支援カードについても、本人に見せた上で本人の確認をとって欲しい。

【研修】

- いじめ対応のために、ワークショップなどの学校研修（問題解決能力、ストレス管理能力、人権感覚等）を充実させて欲しい。
- セクシャルハラスメントに関わる大人の研修を充実させて欲しい。

【その他】

- 資料2のP1に「好意から行った行為が意図せずに・・・」と記載されてあるが、非常に曖昧である。例えば、自分が問題だと認識していないなくても、当事者からすれば非常に深刻な人権侵害を含んでいる場合がある。それを「いじめという言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応をすることも可能である。」とは、役人の逃げの書き方だと思う。
- いじめの方針について、実際にしっかりと運用されるのか疑問である。いくら指針があっても、それを理解して実行に移すのは人間であり、その方がしっかりといじめに向き合うことが大切である。

2. いじめ全般

【いじめ対応】

- 校舎内に「死んだ」という悪さ書きがあったため、各クラスに情報を求めたところ、ある児童が興味本位（恐いことを書いてみたかった）でいたずらしたことがわかった。言葉の受け取り方により対応が異なるケースであり、つくづく初期対応は大事だと感じた。
- 文科省は、教員の人件費を増やすどころか予算を削っている。教員の多忙感ではなくて、実際に多忙である。いじめ対策について、一生懸命やろうとしてもできない教員の生の声を聞きたい。いじめ対応については、教員個人の問題ではなく学校という場の構造の問題を考えていかないといけない。
- いじめの重大事態について隠蔽体質がある（被害者の声が届いていない）。子どもの命より教育関係者自身の保身の方が大事なのかと言いたくなる。尊厳を傷つけられた子どもは、命、あるいは命に関わるほどの困難を背負うことになる。
- 今、子ども達の間で、どういう問題が起こって、何が困難なのかを、最新のアンテナを張って教員研修をして欲しい。
- いろんな相談を受けている。一番苦しんでいるのは誰なのか。単に寄り添えば済むものではなく、特に教育委員会、学校、専門家はその子の身になって、その子の一生、その子の命がどうであるかというのを考え、実際に速攻で動いていただきたい。
- 地域の相談機関にもっと話しやすい状況をつくる。深刻な事態だからより専門的なところに繋ぎたいと思っても、相談時間の都合で本人の話す機会が失われ、モチベーションも下がり、結局深刻な事態に至ることもある。いじめについて聞く体制の構築が大事と思う。
- いじめの対処は、当事者の意見を聞くとか、関係者の人を招いた会を開くことが、非常に大事と思う。

【報告書】

- いじめの経緯について、学校側の見解だけでまとめた報告書があるが、被害者と加害者の意見相違や事実が書かれていないことがある。意見が食い違うところについては両論併記とし、いずれも本人に確認して報告書を作成することはできないのか。
- 子ども目線からいじめを捉え直すと言う意味においても、子どもに報告書を見せるということを前提に作成すると作り方も変わると思う。
- 被害者や加害者の意見を上手に酌み上げうまく記入する。そして了解をいただくという手法は正しいことだと思うが、実際は非常に難しいところがある。言われたことをそのまま書いても受け取り方によって解釈が異なることがある。
- いじめ問題の解決に向けて、ケース・バイ・ケースにはなるが、当事者にも入ってもらって、一緒に解決していくこうとする、そういう機運を醸成していくことが必要である。

【生徒指導】

- 普段から指導の難しさを感じている。本人はその子のためになる思ってやった行為が、その子にとっては心身の苦痛を感じてしまい、本人が悪いと思っていないことも指導することがあり、現場は大変である。
- 誰もが加害者であり被害者になりうる。力の強い者から弱い者に対して圧力がかかってくるような、学校という場の問題を考えていかない限り、いじめはなくならない。

【教員定数】

- 先生達はとても忙しく、今まで本当に大変な思いをして対応されているときに、もっと大変なことに取り組めという指示が上から降りてきている。現場ではもう無理ですから、これ以上のことは難しいと言ってるのに降りてきている。子ども達をどうにかして欲しいんだけど、無理な現状がある。それよりもっと先生や地域から学校に飛び込んで先生達のサポートができる人を増やすべきではないか。
- 学校に、人権問題等についてアンテナを高く、きめ細かく丁寧に対応させようとするのであれば、そこに人をつけるなど、学校を文部科学省が全国的にサポートするように、県だけでなく他県も一緒になって申し入れていただきたい。
- 教員が気づくための研修も大事だが、気づく余裕が出るように、教員の負担を減らして欲しい。

【教員の意識】

- いじめの法律ができ、教員の意識も変わってきた。いじめを見抜く力、理解力、起こったことの検証、学校の体制はどうかなど、意識して取り組むべきことが多くなった。
- 学校現場で一番大事なことは、人権感覚、いじめを見抜く力、そういう教員の生徒理解力を磨き敏感なものにしていく、そういうことがこのいじめ問題で、学校として取り組んでいく上で重要なポイントになる。
- 学校が基本方針を作成するという一連の流れは、教員の生徒指導力を高めていく後押しになる。
- 起こったことをしっかりと検証して、学校のいじめに対する体制はどうだったのか、初期対応や事後対応はどうだったのかなど、一つの事例をきちんと組織として受けとめ、いじめが起こらないように未然防止を図る取り組みをさらに充実していくことが大事である。いじめ防止対策推進法にも、未然防止、いじめが起こらないような、起きたくいような学校をつくっていくことが書かれており、大事なことだと思う。
- 他県のいじめ事案について、対岸の火事ではなく他山の石として、我々の方ではどうだろう、大丈夫だろうか、そういう視点も盛り込んだ対応をとる必要がある。

【いじめ相談】

- いじめは悪いことであるという理解は進んでいる。自分は母親に相談しているが、いじめは続いているという事例がある。いじめを受けたらどこに電話すればいいのかというところを設置すべきであり、いじめを解決するエキスパートも必要である。加えて子どもの問題解決能力、人権感覚を磨く能力を高められる人がいると良い。
- 子どもが自分で命を絶つというようなことは、もうあってはならない。災害に遭ったというのとは全然違う。もっとみんなが真剣に、子どもの言い分を否定したり、説教をしないで聞く真摯な心がないと子どもは心を開かない。
- 子どもが本当のSOSを出したいときに、電話相談だけではなく「心のかけこみ寺」のようなやり方ができないだろうかと思う。

【被害者の現状】

- いじめの救済を求める被害者の声が本当に届かない。
- 重大事態に陥っても、被害を受けた子ども本人や家庭の問題にされる。発達障がいが疑われ、医療に繋がれている場合もある。

【加害者対応】

- 何か本当に辛く、ストレスで追い詰められた子どものそばにいてくれる大人がいない。いじめられてる子どもに関しては、より手厚くなっているが、いじめてる子に関しても、指導とかではなく、寄り添って支えてあげられるような体制が欲しい。
- いじめをした背景について時間をかけて聞いていかないと根本的な解決には至らない。表面的にはわかりました、もうしませんと言ってもその子の抱えている問題を取り除かなければ、また再発する。加害者側への指導の仕方をどうするのか考えていく必要がある。

【人権侵害】

- ポルトガル語圏の方が増えている地域があるが、人権侵害も受けている。
- スカートめくりをして転んだときに、ついでに胸を触られるような、軽い身体的接触を伴う性暴力について曖昧にしている。女の子が反撃したら、暴力はいけないと怒られるが、嫌なことをされたのに、相手が好きだからしようがないで片付けられている。このことは、人権侵害につながっている。

【居場所】

- 塾に行けない、校外活動にも参加できない、そういう子ども達の格差が社会問題になっているが、そういう子ども達は行き場がない。
- 地域では、子どもの居場所づくりを推進している。子どもの居場所をつくることが、心の寄りどころとなり、大人とのつながりができる意味で子どもが健全になる一助になると思う。いじめる子どももいじめられる子どもも根っここのところでこんなことが大事ではないかと思う。
- 学校で起きたいじめが、一番深刻であると考えさせられるのは、もう逃げ場がない場所だとうことが最大の特徴である。

【スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー】

- SC、SSW が十分に活用されていない。教職員に効果的な活用をするための研修をして欲しい。
- SC は、加害者、被害者、学校を支える第三者の立場である。外部目線で支援できるので、もう少し学校の誘いが欲しい（会議に参加させて欲しい）。

【啓発活動】

- 法務局と人権擁護委員は、学校で行う啓発活動を通じて、生徒の声を拾う取組を行っている。いじめについて、先生を抜きにしたディスカッションする取組を広げており、いじめが現在進行形で発生しておれば、このことに対して考えさせる場にしていきたい。

【その他】

- 小学校から中学校につながるような、異なる校種間の情報伝達は重要である。
- 教員は、フリースクールの存在について理解して欲しい（学校から情報が欲しい）。
- 市町村のいじめ問題連絡協議会に県立高校を入れることは難しいのか。
- 島根県は、地域、コミュニティースクールのような取り組みは積極的ではないような雰囲気があるが、前向きに検討して欲しい。